第104　設立団体の数の減少に係る会計処理

設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第96及び第97に準じて会計処理を行う。

第105　設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第104により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解65に準じて注記を行う。

第106　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第103又は第105に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第14節　連結財務諸表

第107　連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注72)

＜注72＞　［略］

第108　連結財務諸表一般原則

［１・２　略］

３　地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注73)

［４　略］

＜注73＞　［略］

第109　連結の範囲

１　地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注74)

［２・３　略］

＜注74＞　［略］

第12節　連結財務諸表

第96　連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注68)

＜注68＞　［同左］

第97　連結財務諸表一般原則

［１・２　同左］

３　地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注69)

［４　同左］

＜注69＞　［同左］

第98　連結の範囲

１　地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注70)

［２・３　同左］

＜注70＞　［同左］